

相模原市ロボットビジネス推進企業等集積促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ロボットビジネスの集積による地域経済の活性化を目的として、株式会社さがみはら産業創造センターが所有する賃貸施設(S I C 3を除く)(以下「ロボットビジネス拠点等」という。)においてロボットビジネスを推進する事業者に対し、事業を展開する上で必要な経費について補助金を交付することについて、相模原市補助金等に係る予算の執行に関する規則(昭和45年相模原市規則第23号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の対象事業等)

第2条 この要綱における補助金の交付対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、ロボットビジネス拠点等において行う、ロボットシステムインテグレーションやロボットに関連する要素技術の研究開発など、ロボット産業に関連する事業とし、補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)について、他の補助金を受けていないものとする。

2 補助金の交付対象期間は、ロボットビジネス拠点等の賃貸借契約に基づく賃貸借期間の初日の属する月の翌月(賃貸借期間の初日が月の初日である場合は同月)以降12か月を限度とする。

(補助金の交付の対象)

第3条 この補助金の交付を受けることができる者は、市税に未納がないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、補助金の交付を受けることができない。

(1) 相模原市暴力団排除条例(平成23年相模原市条例第31号。以下「条例」という。)第2条第3号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)

(2) 条例第2条第2号に規定する暴力団

(3) 法人又は団体にあつては、代表者又は役員のうち暴力団員に該当する者があるもの

(補助対象経費、補助金の額等)

第4条 補助対象経費は、別表のとおりとする。

2 補助金の額は、補助対象経費に補助率を乗じて算出した額とし、その補助率及び補助上限額は別表のとおりとする。

(交付の申請)

第5条 交付の申請は、同一の補助金の交付の申請をしようとする者(以下「申請人」という。)につき、1回限りとする。

2 前項の規定にかかわらず、申請年度において補助金の交付の対象となる月数が12か月に満たない場合、申請年度の翌年度に限り、12か月から当該月数を減じた月数について、補助金の交付の申請をすることができる。

3 申請人は、次のいずれかの日までに、市長に規則第4条第1項に定める書類を提出

しなければならない。

(1) 賃貸借期間の初日の翌日から起算して30日

(2) 前項に規定する申請の場合、4月1日

4 規則第4条第1項第5号の市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 賃貸借契約書の写し

(2) 賃料支払計画書(第1号様式)

(3) 登記簿謄本

(4) 市税について未納の税額がない証明

(5) 会社案内等の事業概要説明資料

(6) 貸借対照表及び損益計算書(直近2期分)

(7) 暴力団員に該当しないことの誓約書及び同意書(第2号様式)

(8) 役員等氏名一覧表(第3号様式)

5 前項各号に掲げる書類のうち、申請人の性質上、提出できないものがあるときは、その添付を省略できるものとする。ただし、市長の求めがあるときは、前項各号に掲げる書類に代替するものを提出しなければならない。

(実績報告)

第6条 規則第14条第1項の市長が定める期日は、当該年度末日までとする。

2 規則第14条第1項第3号の市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 賃料支払報告書(第4号様式)

(2) 賃料の支払いを証する書類

(事業状況の報告)

第7条 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する市の会計年度の終了後3年間、市の毎会計年度の終了後30日以内に過去1年間の事業状況について、相模原市ロボットビジネス推進企業等集積促進補助金に係る事業状況報告書(第5号様式)を市長に提出しなければならない。

(成果の発表)

第8条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に成果を発表させることができる。

2 補助事業者は、市長が補助事業の成果の普及を図るときは、これに協力しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年8月1日から施行する。

(検討)

2 市は、この要綱の施行後5年以内に、ロボットビジネスの集積による地域経済の活性化等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

別表(第4条関係)

補助対象経費	補助率	補助上限額
<p>ロボットビジネス拠点等の 賃貸借契約に基づく賃料 (消費税額及び地方消費税 額を除く。)</p>	<p>4分の1</p>	<p>1,200千円/年 (ただし、1か月あたり100千円 を上限額とする。また、補助金の額 は、月毎の補助対象経費に補助率を 乗じた額を合算した額とし、その額 に千円未満の端数が生じたときは、 その端数金額は切り捨てるものとす る。)</p>

第1号様式(第5条関係)

賃料支払計画書

	支払予定賃料(税抜)	補助率	補助金の額
年 4月分	円	1 / 4	円
年 5月分	円		円
年 6月分	円		円
年 7月分	円		円
年 8月分	円		円
年 9月分	円		円
年10月分	円		円
年11月分	円		円
年12月分	円		円
年 1月分	円		円
年 2月分	円		円
年 3月分	円		円
合 計	円		円 (1,000円未満切り捨て)

月毎の補助金の額に小数点以下が発生した場合は、切り捨てること。

第2号様式(第5条関係)

暴力団員に該当しないことの誓約書及び同意書

年 月 日

相模原市長 あて

申請者住所 _____

申請者氏名(事業者名及び代表者名)

相模原市ロボットビジネス推進企業等集積促進補助金の交付申請にあたり、下記について確認・同意し、申請者()が暴力団員に該当しないことを誓約します。

また、暴力団員であるか否かの確認のため、必要に応じ、神奈川県警察本部に照会することについて同意します。

記

- 1 申請者が、相模原市暴力団排除条例(平成23年相模原市条例第31号)第2条第3号に規定する暴力団員である場合は、市長は、補助金の交付申請を却下します。
- 2 補助金を受領後に申請者が暴力団員であることが判明した場合にも、市長は、交付決定の取消し及び補助金の返還を命ずるものとします。

() 申請者が、法人の場合は役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)をいう。

法人の場合は、役員等氏名一覧表(第3号様式)も提出すること。

第3号様式(第5条関係)

役員等氏名一覧表

年 月 日現在の役員

役職名	氏名	氏名のカナ	生年月日 (大正T,昭和S,平成H)	性別 (男・女)	住所
代表者			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		

(全ての役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)を記載してください。)

記載された全ての者は、役員に暴力団員がないことを確認するため、本様式に記載された情報を、必要に応じ、神奈川県警察本部に照会することについて、同意しております。

法人名 _____

代表者役職・氏名 _____

第4号様式(第6条関係)

賃料支払報告書

	支払賃料(税抜)	補助率	補助金の額
年 4月分	円	1 / 4	円
年 5月分	円		円
年 6月分	円		円
年 7月分	円		円
年 8月分	円		円
年 9月分	円		円
年 10月分	円		円
年 11月分	円		円
年 12月分	円		円
年 1月分	円		円
年 2月分	円		円
年 3月分	円		円
合 計	円		円 (1,000円未満切り捨て)

月毎の補助金の額に小数点以下が発生した場合は、切り捨てること。

第5号様式(第7条関係)

相模原市ロボットビジネス推進企業等集積促進補助金に係る事業状況報告書

年 月 日

相模原市長 あて

申請者住所

申請者氏名(事業者名及び代表者名)

年 月 日付け相模原市指令(産政)第 号で交付決定された補助事業に関し、年度の事業状況について、相模原市ロボットビジネス推進企業等集積促進補助金交付要綱第7条の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 会社の概況

(1) 事業状況

(2) 営業成績の推移等の状況(過去2期の推移)

(3) その他重要な事項